

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 多様な経営発展による活力ある生産構造の確立

【目標】① 漁業経営の安定の確保

(ア)資源管理・漁業経営安定対策(注1)加入漁業者による漁業生産の割合

【測定指標の選定理由】

水産資源の持続的利用と漁業経営の安定的な発展を確保することにより、我が国の水産物の自給力を維持・強化していくため、水産基本計画において、資源管理・漁業経営安定対策の下で、資源管理に取り組む漁業者による漁業生産の割合を90%(平成34年度)にすることを旨とするとしている。

資源管理・収入安定対策(漁業収入安定対策事業)の加入状況

	加入率	加入件数
平成25年3月末	60%	18,791件
平成26年3月末	61%	19,009件
平成27年3月末	64%	19,905件
平成28年3月末	68%	21,836件

(水産庁作成)

※1 加入率及び加入件数に岩手県、宮城県及び福島県の数値は含まれない。

※2 加入率:加入者の漁業生産金額/全国の漁業生産金額を基に計算したもの

【把握の方法】

水産庁調査により把握。

【達成度合の判定方法】

達成率=漁業収入安定対策加入漁業者による漁業生産の割合÷目標値×100(%)

A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

【目標】② 担い手の確保

(ア)新規漁業就業者数

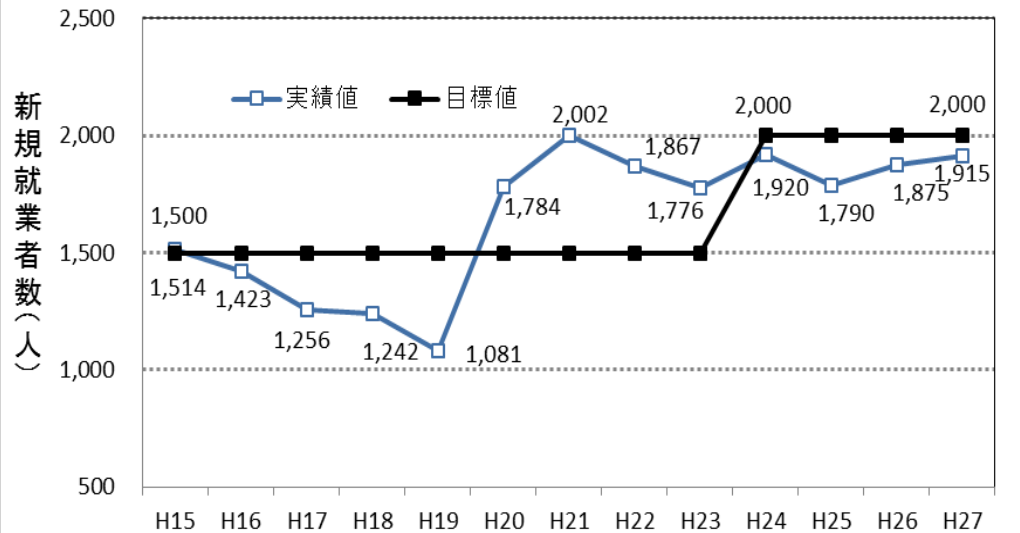
【測定指標の選定理由】

漁業就業者数は、平成20年の22万人から平成29年には15万人に減少し、特に45歳未満の漁業就業者数は、平成20年と比較し約1万4千人減少する見込みである。このような状況の中、漁業を担う人材の円滑な世代交代により、活力ある漁業生産構造を維持するため、新規漁業就業者数を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

45歳未満の就業者数を平成20年の5万人に維持するためには2000人の若い漁業就業者を確保する必要があるため、年間2000人を確保することを目標とする。

新規就業者数の推移



(水産庁作成)

※ 平成 22 年は、被災 3 県(岩手県、宮城県、福島県)においては、調査が実施できなかったため、全国の趨勢を基に推定。平成 23 年は、福島県において調査が実施できなかったため、福島県を除いた数値。

【把握の方法】

水産庁調査、農林水産省「漁業センサス」により把握。

【達成度合の判定方法】

達成率＝当該年度の新規就業者数÷目標値×100(%)

A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

(イ)漁船海難(注2)等による死者・行方不明者数

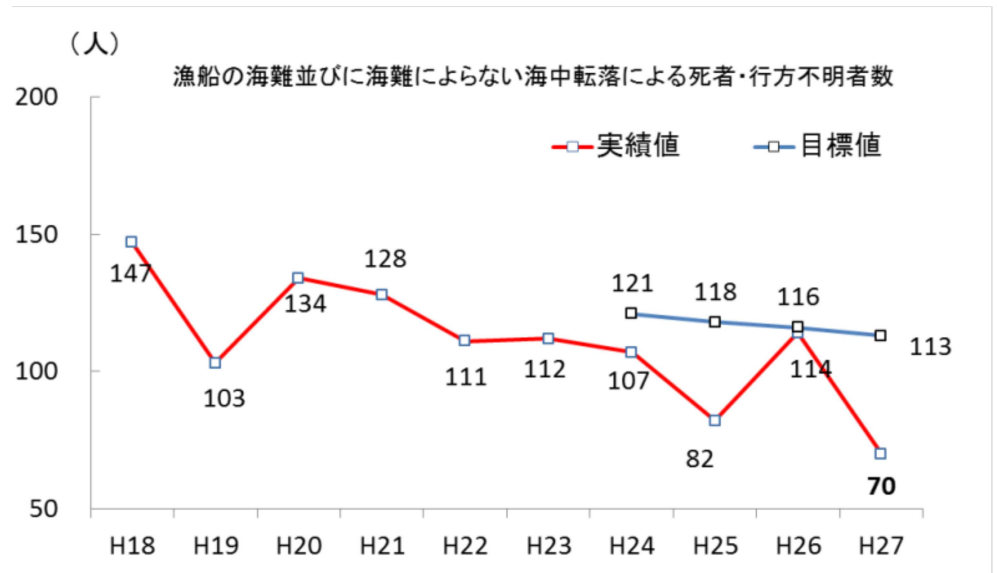
【測定指標の選定理由】

漁船海難等による死者・行方不明者は年間 100 名を超えており、漁業者の安全確保はもとより、漁業への新規就業者の確保・育成のためにも、漁船操業の安全性の向上は極めて重要な課題であるため、漁船海難等による死者・行方不明者数を測定指標とする。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

第9次交通安全基本計画(平成 23 年度～平成 27 年度)において、第8次交通安全基本計画期間の年平均の海難隻数と比べ、平成 27 年までに約1割削減するとされている。これを踏まえ、漁船海難及び海難によらない海中転落(注2)による死者・行方不明者について、平成 18 年～平成 22 年の平均人数(125 人)から約1割(12 人)を平成 27 年までに削減することとし、年約 2 %の削減を目標とする。

(注)根拠とする数値は暦年としているため、人数は全て暦年としている。



(水産庁作成)

【把握の方法】

平成 26 年及び 27 年の実績値は海上保安庁への聞き取りにより把握。

【達成度合の判定方法】

- A (おおむね有効): 毎年の目標値未滿(死亡・行方不明者数が減少した)の場合
 B (有効性に問題): 基準値を上回った場合
 C (有効性の向上が必要): 上記以外の場合

施策(2) 水産関係団体の再編整備

【目標】①

漁業協同組合系統(注3)等の再編整備

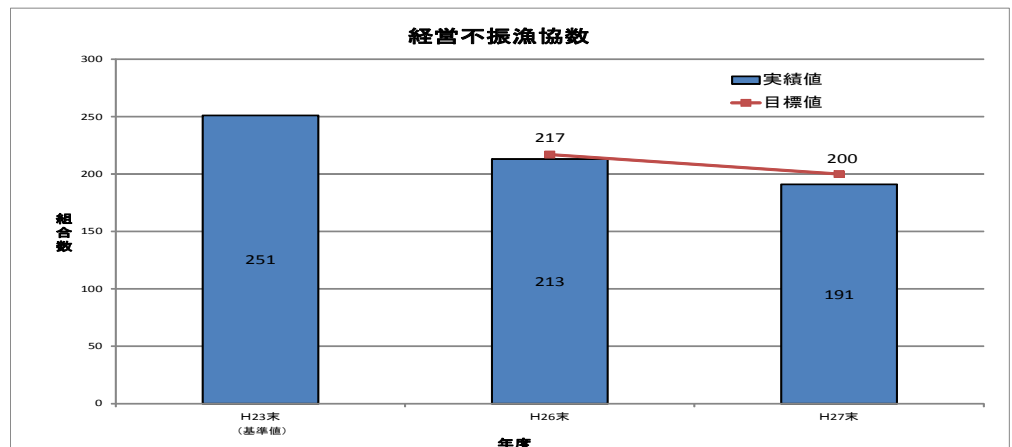
(ア)経営不振漁協(注4)数

【測定指標の選定理由】

これまで、多額の繰越欠損金を抱えた経営不振漁協(要改善漁協)を対象として集中的に施策を実施してきたところ、一層の再編整備を図ることとし、繰越欠損金を抱える全ての経営不振漁協数を指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

繰越欠損金を抱える経営不振漁協 251 組合(平成 23 年度)全てについて、東日本大震災の影響を受けている漁協の再建目安である 15 年以内に、繰越欠損金の解消又は蓋然性のある経営改善計画を策定する等の経営再建を図ることとし、年平均約 17 組合の経営不振漁協を削減することを目標値として設定する。



(水産庁作成)

※ 27 年度の実績値は、28 年7月までに把握が困難なことから、26 年度実績値を用いて評価を行う。このため、年度ごとの目標値は、前年度の値を記入している。

		----- 【把握の方法】 経営不振漁協の経営改善指導を行うJF経営指導全国委員会に参加すること等を通じて把握 ----- 【達成度合の判定方法】 達成率(%)=(基準値－当該年度の実績値)÷(基準値－目標値)×100(%) A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
--	--	--

2. 用語解説

注1 資源管理・漁業経営安定対策	対策名について、平成25年1月より「資源管理・漁業所得補償対策」を「資源管理・漁業経営安定対策」に変更。なお、事業内容に変更はない。
注2 (1)海難 (2)海難によらない海中転落	(1)衝突、転覆、火災などの船舶の運用等に伴う船舶等に関する事故 (2)海難によらず乗船中(漁ろう作業中等)に海中へ転落した事故
注3 漁業協同組合系統	水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づき設立された漁業協同組合並びに都道府県段階及び全国段階等の連合会に至る協同組織。単に「漁業協同組合」という場合は「沿海地区漁業協同組合(沿海地区漁協)」を指す。
注4 経営不振漁協	繰越欠損金を有し、金融機関等と合意した蓋然性のある経営改善計画を策定することが出来ない等その解消に向けた目処が立っていない漁業協同組合。